防	法第2条第1項の9の二（ロ）による防火設備		
EV	＜EV扉＞施行令第112条19項第2号による 遮煙性能を有する防火設備　　CAS-6520		
特	＜鋼製建具＞施行令第112条19項第2号による 遮煙性能を有する特定防火設備 （S48建設省告示2563号・告示2564号）（H12年建設省告示第1369号）		
Ⅱ	MB扉:鋼製(常時施錠)		
煙	施行令第112条19項第2号による遮炎性能を有する鋼製建具		
――	防火区画	･････	防煙区画
――	建築基準法施行令第114条区画	･････	東京都安全条例8条区画
- — -	延焼のおそれのある範囲：1階-3M、2階以上-5M		
○	自動ドア緊急解錠ボタン（天井埋込設置）		
消	消火器（歩行距離20mごとに1本） 1・3・5・7・9階：強化液、2・4・6・8・10階：粉末ABC10型		
◇	LDK:給気口(火気・24時間換気兼用)150φSVC付 寝室:給気口(24時間換気用)100φSVC付 延焼の恐れのある範囲：FD付		
▲	建築基準法施行令第126条の6第1項二号による 非常用進入口に代わる開口部　1200*750以上		
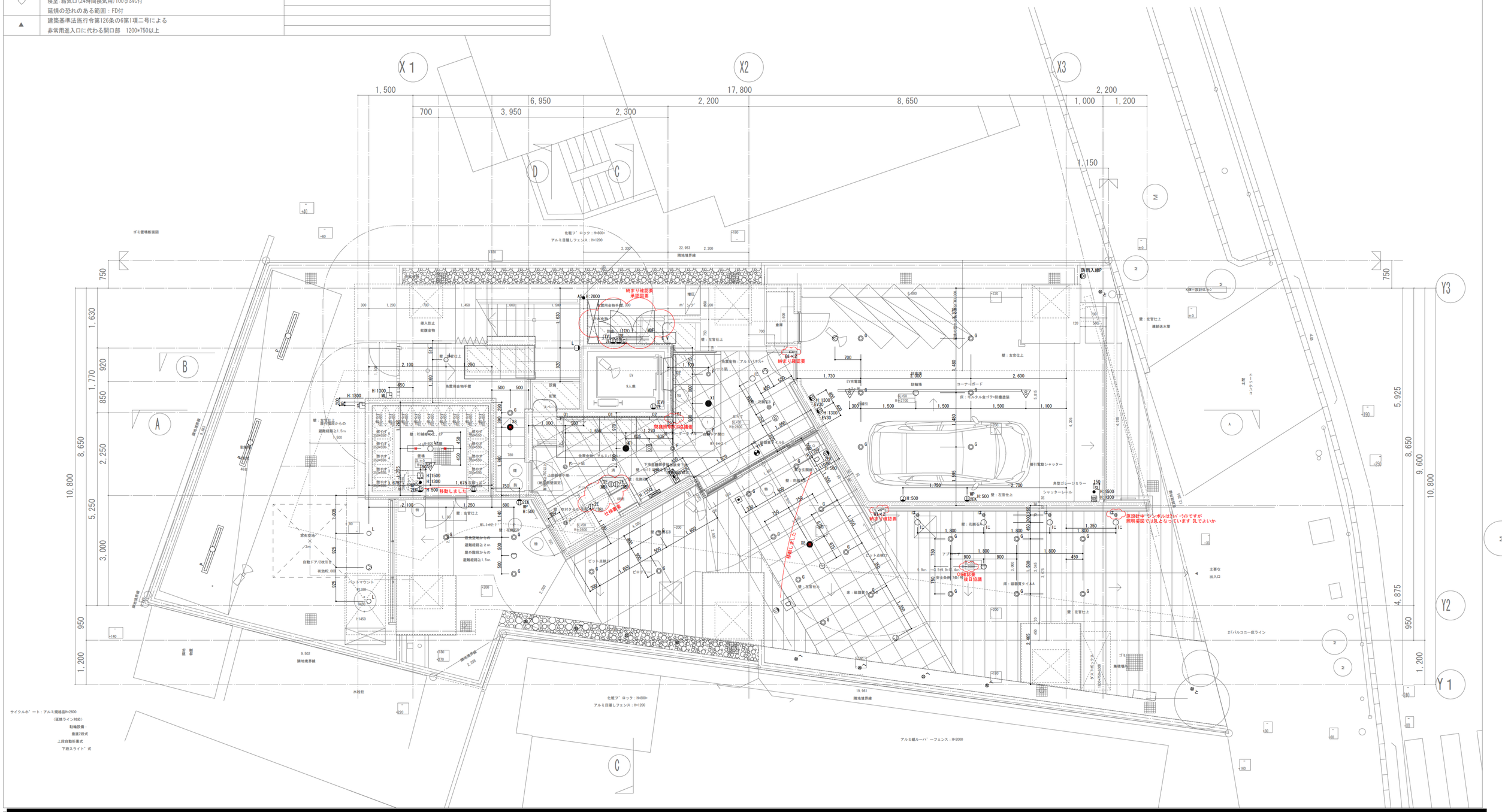
屋外避難階段		屋外避難階段への歩行距離
幅員	750mm以上	
踏面	210mm以上	
蹴上	210mm以下	
手摺有り：出巾=100以下		
腰壁H≧1100		
排煙設備設置　免除規定		
(居室・廊下等)建法施令第126条の2第1項一号による		
(昇降路・設備シャフト)建法施令第126条の2第1項三号による		
(駐車場・駐輪場)告示1436号-4-ニ(1)による		
・PS,EPSの区画：各階スラブにて水平区画を形成		
・法28条第2項の居室換気：機械換気にて確保		
・シックハウスの使用材料について：F☆☆☆☆		
・（天井裏）下地等にF☆及びF☆☆を使用しない。		
・BAL：避難ﾊﾞﾙｺﾆｰ、テラス及び階段踊場手摺高さ：床面+1100以上		
・東京都安全条例第19条第1項2項による窓は750*1200以上		
・東京都安全条例第19条第2項による避難器具：避難ハッチ